



芝生での運動会

6月10日、三小で運動会が行われました。校庭が芝生化されてから初めての運動会。子どもたちは柔らかな芝生の上で、思う存分、力を発揮していました。5・6年生による「組体操 ～挑戦～」での、仲間を思いやりながら一致団結する姿は、大変感動的でした。
(関連記事 13 ページ)

おもな内容

行政改革の実施状況をお知らせします	2	
情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況	3	
みずほ伝言板	外国人の方にも住民票が作成されます シクラメンスポーツ公園オープニングイベントを開催します 熱中症に気をつけましょう ほか	4～7
インフォメーション	国民年金保険料免除等の手続きについて 保存樹木・樹林制度 ダイエット料理教室 ほか	8～11
福祉	児童手当・児童育成手当対象者の方へ 社会を明るくする運動 ほか	14～16
教育委員会からのお知らせ	町営プール始まります 総合体育大会（水泳競技・陸上競技） ほか	17～20

平成23年度

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問合せ 総務課 TEL 557—7495

情報公開制度

■情報公開制度とは

町等（町長、教育委員会、選挙管理委員会、議会など）が保有している情報を町民の皆さまからの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さまと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

平成23年度情報公開制度の運用状況

実施機関	請求件数	決定内容			取下げ	不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開 (うち文書不存在)		
町長	7	5	2	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
町長・教育委員会	2	1	1	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	1	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議会	3	2	0	1(1)	0	0
町長・議会	1	1	0	0	0	0
計	15	10	3	1(1)	1	0

個人情報保護制度

■個人情報保護制度とは

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱い、住民サービスの向上に努めています。しかし、その取り扱いに適正を欠いた場合は、皆さまのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取り扱い方法を定めたものです。この制度により、町では皆さまの大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

■個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届出を行い、公示することが義務付けられています（取扱事務届出）。また、届出のあった個人情報は原則として届け出た目的以外に利用したり（目的外利用）、町以外に提供（外部提供）することは禁止していますが、例外として本人の同意が得られている場合や、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては、目的外利用や外部提供が認められています。

■自己情報の開示請求とは

町が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。
平成23年度の自己情報開示請求は、1件でした。

■自己情報の訂正等とは

町が保有する個人情報について、自己情報の記載に誤りがあるときには訂正の請求、自己情報が収集の制限を超えて収集されているときには削除の請求、自己情報が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて利用または提供されているときには、目的外利用の中止請求をすることができます。
平成23年度の訂正、削除、目的外利用の中止請求はありませんでした。

平成23年度個人情報取扱事務届出状況

実施機関	取扱事務届出	目的外利用届出	外部提供届出
町長	340(1)	99(1)	103
教育委員会	49	6	5
選挙管理委員会	8	4	4
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	1	0
計	405(1)	110(1)	112

※取扱事務の各届出は、平成15年の制度施行時からの延べ件数です。()内が平成23年度に届出のあった件数です。

行政改革の実施状況をお知らせします

町では、第4次長期総合計画の基本理念である「自立と協働」と整合させ、これに計画された事業を推し進めるために、第4次行政改革大綱を策定し、継続的に行政改革を進めています。平成23年度の取り組み状況を、住民等で構成する行政評価委員会行政改革推進分科会に報告し、意見をいただきました。

平成23年度の取り組み状況（71項目）

- 一定の目標を達成した…58項目
- 現在取り組み中であるが目標を達成していない…13項目

※目標を達成していない項目や新たな課題は、行政改革大綱の目標年次である平成27年度に向けて、取り組みを進めていきます。

行政改革大綱および取り組み計画(実施細目)全文は、町ホームページおよび情報公開コーナーでご覧になれます。

平成23年度の行政改革の効果

- 収入の確保……約3,512万円
- 支出の削減……約2,956万円
- 節減金額合計…約6,468万円

この節減金額は、現在行われている事業の更なる推進に充てたり、今後の施設の改修や新たな行政課題に投資したりすることになります。
※決算額が確定していないため、見込みの数値です。

平成23年度に取り組んだ主な内容

●協働施策の展開

エコパーク内にあるドッグランの清掃を、利用者が自主的に行っています。このことで、維持管理経費の節減となる以上に、施設を利用する人々の意識向上に寄与しました。

また、東日本大震災の支援物資の搬送、支援先との連絡等に企業や団体の協力を得ました。住民の方々が持つ情報や人的ネットワークを生かした事業が展開できました。

●民間活力の活用

①新聞社の「教育機関向け震災対策プロジェクト」により、固定電話型PHS電話機の無償提供を受け、平成24年度に学校、教育委員会、地域課（災害対策本部担当）に19台設置しました。PHSは、災害時に通信状況が良いといわれており、災害対策本部や広域避難場所である小・中学校との複数の通信手段を確保します。また、PHS同士の通話料は無料であり、通常の事務連絡に使用することで、既設固定電話料金の削減も見込めます。同時に通信訓練にもなり防災対策の推進につながります。



▲小学校に設置されたPHS電話機

- ②第5期介護保険事業計画の周知のために発行する『介護と予防』の冊子を、民間事業所の広告収入で発行しました。冊子印刷経費は、一般的な冊子の印刷費240万円相当の削減となりました。
- ③官民協働事業として、広域避難場所を示すための太陽光誘導標識灯を、民間事業所の広告収入で設置する協定を締結しました。これにより、夜間でも避難場所の位置を認識しやすくなります。

●資産の有効かつ適正な活用

町が所有する公共の利用度が低い土地を売却し、1,400万円以上の収入を得ました。

●安全・安心まちづくりの推進

都補助金（497万円）を活用して、災害時要援護者等の見守り対象者情報を統合型地理情報システム（※）と関連させた「地域見守りマップ」を作成しました。このことで、日常的な見守りや非常時の迅速な支援の取り組みを推進します。
※道路や家屋の位置などの地理情報データを重ね合わせて、位置を検索できる情報システム。

行政改革推進分科会から頂いた意見

- ①具体的な数値目標を設定し、取り組みの妥当性を客観的に評価できるようにすべきである。
- ②単年度の取り組み計画が明確でないため、全体の目標に対する達成状況が明確になっていない。
- ③効果額や成果が明らかにできないようであると、取り組みを進めていないのではないかとという印象を受ける。
- ④取り組み状況や効果額・成果に対し、達成度の評価が甘いのではないかと感じる。
- ⑤分科会委員の意見を担当課に投げ掛け、担当課に実施細目の見直しを促す仕組みが必要である。

問合せ 企画課 TEL 557—7468